

もんぱー
岡山!

【訪問系サービス編】

指定障害福祉サービス事業所等に対する集団指導

報酬等に関すること

平成28年3月15日

岡山県保健福祉部障害福祉課



報酬告示とその留意事項

○サービス提供時の報酬の算定

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスを提供した際の報酬の額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）平成25年3月29日厚生労働省告示第103号改正」別表の介護給付費等単位数表により算定する単位数に「厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）」を乗じて得た額となる。
- 具体的には、単位数に10円を乗じて得た額（基準該当居宅介護、基準該当重度訪問介護、基準該当同行援護、基準該当行動援護については8.5円を乗じて得た額）にサービス提供事業所が所在する地域区分に応じた割合を乗じて得た額、療養介護については、単位数に10円を乗じて得た額となる。
- 地域区分については、平成27年4月1日時点で、岡山市が「6級地」、それ以外は「その他」

となった。

「6級地」の単価（厚生労働大臣が定める一単位の単価）

共同生活援助：1000分の1024

施設入所支援：1000分の1020

就労継続支援A型・B型：1000分の1017

上記以外：1000分の1018 ※療養介護は1000分の1000

※「その他」はすべて1000分の1000

○加算の算定期

- 届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。)については、利用者や指定特定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとなる。

※平成19年10月からインターネット請求に変わったことに伴い、県においては、各事業所の加算情報を国保連合会へ報告することとなり、県の事業者台帳と事業者の請求情報、市町村の受給者台帳の突合が行われるので、届出については厳重に行うようお願いしたい。

○事後調査等で届出時点において要件に合致していないことが判明した場合の取扱い

- 事後調査等により、届出時点において要件に合致していないことが判明し、所要の指導の上、なお改善が見られない場合は、当該届出は無効となるものであること。この場合、当該届出に関してそれまで受領していた介護給付費又は訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)は不当利得になるので返還措置を講ずることは当然であるが、不正・不当な届出をした指定障害福祉サービス事業者等に対しては、厳正な指導を行い、不正・不当な届出が繰り返し行われるなど悪質な場合には、指定の取消しをもって対処することになる。
- また、改善が見られた場合においても、要件に合致するに至るまでは、当該加算等は算定しないことはもちろん、要件に合致していないことが判明した時点までに当該加算等が算定されていった場合は、不当利得になるので返還措置を講ずることとなる。

※請求における計算ミス等単純なものについては、過誤請求の手续となるため、あらかじめ市町村へ過誤申立ての連絡をした上で手続を行うこと。

○加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

- 指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかなる場合は、速やかにその旨を届け出ること。

なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日(居宅介護サービス費、重度訪問介護サービス費、同行援護サービス費、行動援護サービス費における特定事業所加算については事実が発生した日の属する月の翌月の初日)から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において届出を行わず、当該加算について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処することとなる。

○利用者に対する利用料の過払い分の返還

- 不当利得分を市町村へ返還することとなった指定障害福祉サービス事業所においては、市町村への返還と同時に、返還の対象となった介護給付費等に係る利用者が支払った利用料の過払い分を、それぞれの利用者へ返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に当たっては利用者から受領書を受け取り、当該指定障害福祉サービス事業所等において保存しておくこと。

○算定上における端数処理について

■ 単位数算定の際の端数処理

単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る)を行う度に、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行う。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算となる。

※サービスコードについては、加算等を加えて一体型の合成コードとして作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数(整数値)である。

(例) 居宅介護(身体介護1時間以上1時間30分未満で564単位)

・ 基礎研修課程修了者の場合 所定単位数の70% *H27単価

564×0.70=349.8 → 395単位

・ 基礎研修課程修了者で深夜の場合

395×1.5=592.5 → 593単位

※564×0.70×1.5=592.2として四捨五入するのではない。

■ 金額換算の際の端数処理

算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満(小数点以下)の端数については、「切り捨て」とする。

(例) 前記の事例で、このサービスを月に4回提供した場合(地域区分は1級地)

・ 593単位×4回=2,372単位

・ 2,372単位×11.08円/単位=26,281.76円 → 26,281円

○障害福祉サービス種類相互の算定関係について

- 介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できないものであること。例えば、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型(以下「日中活動サービス」という。)を受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、本来、居宅介護の家事援助として行う場合は、本人の安否確認、健康チェック等も併せて行うべきであることから、居宅介護(家事援助が中心の場合)の所定単位数は算定できない。一方、日中活動サービスを受けていない時間帯においては居宅介護の所定単位数を算定することができる。
- また、日中活動サービスの報酬については、1日当たりの支援に係る費用を包括的に評価していることから、日中活動サービスの報酬を算定した場合(指定宿泊型自立訓練(指定障害福祉サービス基準第166条第1号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。))を算定した場合を除く。)には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない。

○居宅介護

ア サービスの内容(法第5条第2項)

障害者等につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

イ 対象者

障害支援区分が区分1以上(障害児にあってはこれに相当する支援の度合)である者

ただし、通院等介助(身体介護を伴う場合)を算定する場合にあっては、下記のいずれにも該当する者

- ① 障害支援区分が区分2以上に該当していること。
- ② 障害支援区分の認定調査項目のうち、それぞれ(1)から(5)までに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。

- (1)「歩行」 「全面的な支援が必要」
- (2)「移乗」 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」
又は「全面的な支援が必要」
- (3)「移動」 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」
又は「全面的な支援が必要」
- (4)「排尿」 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
- (5)「排便」 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

○居宅介護の所要時間

居宅介護の報酬単価は、短時間に集中して支援を行う業務形態を踏まえて、短時間サービスが高い設定になっているが、これは、1日に短時間の訪問を複数回行うことにより、利用者の生活パターンに合わせて居宅介護を行うためである。

- ◆ 1日に居宅介護を複数回算定する場合は、概ね2時間以上の間隔を空けなければならない。

身体介護⇒家事援助⇒身体介護と連続して算定することは、別のサービスと組み合わせて高い単価を複数回算定することとなり、単価設定の趣旨と異なる不適切な運用である。この場合、前後の身体介護を1回として算定する。

【別のサービス類型を使う場合は、間隔が2時間未満もあり得る。】

身体状況等により短時間の間隔で短時間の滞在により複数回の訪問を行わなければならない場合や、別の事業者の提供する居宅介護との間隔が2時間未満である場合は算定できる。

- ◆ 1人の利用者に対して複数のヘルパーが交代して居宅介護を行った場合、1回の居宅介護として算定する。
 - ◆ 「所要時間30分未満の場合」の所要時間は20分程度以上とする。
- 所要時間には介護の準備に要した時間等は含まない。

○身体介護

◆身体介護のサービス内容

居宅における身体介護は、具体的には入浴、排泄、食事等の介護をいう。

○家事援助

◆家事援助のサービス内容

調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生じる利用者に対して行われるものをいう。

利用者に対して行われるものであるため、同居家族への家事の援助はできない。(たとえば、掃除であれば本人の居室のみが範囲となり、洗濯や調理についても本人の分のみを対象となる。)

◆同居家族がいる場合の家事援助のサービスの提供

その家族が障害、疾病等で家事をすることが困難な場合に利用することが可能。(障害、疾病がない場合であっても、同様のやむをえない事情により、家事が困難な場合を含む。)

具体的な運用については、一律の基準で判断を行うものではなく、個々の事情に応じ、市町村等の判断によるべきものであること。

◆利用者が不在の間の家事援助

家事援助の場合であっても基本サービスとして、本人の健康チェックや相談援助を行うことを含むものであり、本人が不在の場合には、この様な基本サービスが提供されないことから、報酬算定は不可。日中系サービスと同時時間の算定についても上記のことから算定できない。

○通院等介助（通院等乗降介助）

■ 通院等介助（通院等乗降介助）

居宅介護対象者に係る病院への通院等のための移動介助又は官公署での公的手続若しくは自立支援法に基づくサービスを受けるための相談に係る移動介助を提供すること。

※「通院等」の範囲

- ① 病院等に通院する場合
- ② 官公署・指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所に公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために訪れる場合
- ③ 指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所における相談の結果、見学のために紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合

Check!!

☆ 通院等介助の取扱いについては、関係通知を参照のこと。

◇ 平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて

（平成20年4月25日 障害発第0425001号 厚生労働省社会・援護局障害福祉課長通知）

○通院等乗降介助①

◆ 通院等乗降介助のサービス内容

通院等乗降介助とは、ヘルパーが、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」に加えて、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」を行うか、又は、「通院先での受診等の手続き、移動等の介助」を行うサービス。時間数ではなく回数での決定となる(片道1回)。

◆ 留意点

① 道路運送法など他の法令等に抵触しないようにすること。

(平成18年9月 国土交通省自動車交通局旅客課・厚生労働省老健局振興課・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課通知 抜粋)

1. 訪問介護について

- ① 訪問介護事業者等が行う要介護者等の輸送については、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条又は第43条の事業許可(一般又は特定)によることを原則とする。
- ② NPO法人その他道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第48条に定める法人等は、一定の手続き、条件の下で、道路運送法第79条に基づく登録を受けることができる。
- ③ 訪問介護員等が自己の車両で要介護者等を有償で運送する場合には、一定の手続き、条件の下で、道路運送法第78条第3号に基づく許可を受けることができる。
- ④ 訪問介護サービス等に連続して移送を行う場合は、道路運送法上の許可又は登録を求めるとし、これらを受けずに運送を行う訪問介護事業所については、介護報酬の対象としないものとする。
なお、障害者(児)福祉サービスに係る自家用自動車を使用した有償旅客運送についても、上記①～④の方針に沿って具体的な取扱いを行うものとする。

○通院等乗降介助②

◆ 留意点(つづき)

- ② 運転時間中は算定対象とならない。
- ③ 片道につき所定単位数を算定する。
- ④ 乗車と降車のそれぞれについて区分して算定することはできない。
- ⑤ 複数の利用者に「通院等乗降介助」を行った場合で、乗降時に1人の利用者に対して1対1で行う場合には、それぞれ算定できる。なお、効率的なサービスの観点から移送時間を極小化すること。
- ⑥ サービスについて、「自らの運転する車両への乗降の介助」、「乗降前後の屋内外での移動等の介助」、「通院先での受診等の手続、移動等の介助」を行わない場合は、算定対象とならない。
例： 利用者日常生活活動作能力等の向上のため、移動時、転倒しないように側について歩き、介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る場合
⇒ 算定対象、乗降時に車両内から見守るのみ ⇒ 算定対象外
- ⑦ 「通院等乗降介助」は、「自らの運転する車両への乗降の介助」、「乗降前後の屋内外での移動等の介助」「通院先での受診等手続、移動等の介助」を一連のサービス行為として含むもので、それぞれの行為によって細かく区分して「通院等乗降介助」又は「通院等介助」として算定できない。
例：通院等に伴い関連して行われる、居室内での「声かけ・説明」・「病院等に行くための準備」や通院先等での「院内の移動等の介助」は、「通院等乗降介助」に含まれるため、「通院等介助」は別には算定できない。）

○通院等乗降介助③

◆留意点(つづき)

- ⑧ 同一の事業所で、1人の利用者に対して複数のヘルパーが交代して「通院等乗降介助」を行った場合も、1回の派遣とし、ヘルパーごとに分けて算定はできない。
- ⑨ 「通院等乗降介助」を算定するに当たっては、生活全般の解決すべき課題に対応したサービス内容の一つとして、総合的な援助の一環としてあらかじめ居宅介護計画に位置付けられている必要がある。

- ◆ 「通院等乗降介助」と「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の区分
「通院等乗降介助」の前後に連続して、20分～30分程度以上の身体介護を行う場合、所要時間に応じた「通院等介助(身体介護を伴う場合)」を算定できる。この場合、「通院等乗降介助」は算定できない。
- 例：(乗車の介助の前に連続して)寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押し、移動車へ移動介助する場合。

- ◆ 「通院等乗降介助」等と「身体介護中心型」の区分
「通院等乗降介助」又は「通院等介助(身体介護を伴う場合)」を行う前後において、外出に直接関連しない身体介護に30分～1時間以上を要しかつ身体介護が中心である場合には、これらを通算した所要時間に応じた「身体介護中心型」の所定単位数を算定できる。

この場合には、「通院等乗降介助」、「通院等介助(身体介護を伴う場合)」は算定できない。なお、この取扱いは、「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」の対象者には適用しない。

○ヘルパー種別による報酬算定の扱い①

◆ 重度訪問介護研修修了者は、重度訪問介護に従事することを目的として養成されるため、早朝・深夜帯や年末年始などにおいて、一時的に人材確保の観点から市町村がやむを得ないと認められる場合に限るものとする。

◆ 居宅介護計画で派遣予定のヘルパーの種別とは異なる種別のヘルパーにより居宅介護が行われた場合の取扱いは

－「身体介護中心型」又は「通院等介助（身体介護を伴う場合）」－

ア 計画上初任者研修課程修了者等の派遣予定から事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合

⇒ 実際に派遣された従業者の資格に応じた単位数により算定

イ 計画上基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者の派遣予定から事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合

(i) 初任者研修修了者等が派遣される場合

⇒ 当初計画の従業者の資格に応じた単位数により算定

(ii) 重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合

⇒ 実際に派遣された従業者の資格に応じた単位数により算定

ウ 計画上重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援経験を有する者の派遣予定から、事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合

⇒ 当初計画の従業者の資格に応じた単位数により算定

○ヘルパー種別による報酬算定の扱い②

- 一「家事援助中心型」、「通院等介助（身体介護を伴わない場合）」又は「通院等乗降介助」
 - ア 計画上初任者課程修了者等の派遣予定から事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合
 - ⇒ 実際に派遣された従業者の資格に応じた単位数により算定
 - イ 計画上基礎研修課程修了者等（重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者）の派遣予定から、事情によりそれ以外のヘルパーが派遣される場合
 - ⇒ 当初計画の従業者の資格に応じた単位数により算定

○2人の居宅介護従業者による介護

◆ 受給者証の確認

市町村は、支給決定時においてヘルパーの2人派遣が必要であることについて承認した上、受給者証に「2人介護可」と記載する。

⇒ 事業者において確認すること。

◆ 報酬算定の要件

2人の従業者により居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を行うことについて利用者の同意を得ている場合であって、次の①から③までのいずれかに該当する場合とする。

① 障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合

② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

③ その他障害者等の状況等から判断して、①又は②に準ずると認められる場合

例：「体重が重い利用者に入浴介助等の重介護をする場合」

「エレベーターのない建物の2階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合」等

注)単に安全確保のために2人ヘルパーでサービスを行った場合は、利用者側の希望により同意を得て行った場合を除き、適用しない。

○早朝、夜間、深夜等の居宅介護の取扱い

- ◆ 原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定するが、基準額の最小単位(最初の30分とする。)までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定する(サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定)
- ◆ 基準額の最小単位以降の30分単位の中で時間帯をまたがる場合
⇒ 当該30分の開始時刻が属する時間帯により算定する(当該30分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、当該30分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定)
- ◆ 「通院等乗降介助」については、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定する(サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間(運転時間を除く。)が15分未満である場合、多くの時間(運転時間を除く。)を占める時間帯の算定基準により算定する)
- ◆ 土日祝日等を想定した加算はない。

○利用者負担上限額管理加算①

◆利用者負担上限管理者は以下の順序により決定。

- ① 居住系サービス利用者
指定療養介護事業所、指定障害者支援施設、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び精神障害者退院支援施設利用者に限る。）、指定就労移行支援事業所（精神障害者退院支援施設利用者に限る。）、又は指定共同生活援助事業所（体験利用の場合を除く）が上限額管理を行う。
- ② 計画相談支援給付費支給対象者のうち継続サービス利用支援における厚生労働省令で定める期間が「毎月ごと」である者①に該当する者を除く
指定特定相談支援事業所が上限額管理を行う。なお、当該者以外の者については、指定特定相談事業所は上限管理を行わないこととする。
- ③ 日中活動系サービス利用者①②に該当する者を除く
指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所又は指定就労継続支援B型事業所が上限額管理を行う。当該区分において当該上限額管理対象者にサービスを提供する事業所が複数存在する場合は、原則として契約日数の多い事業所とする。
- ④ 訪問系サービス利用者①から③に該当する者を除く
指定居宅介護事業所、指定重度訪問介護事業所、指定同行援護事業所、指定行動援護事業所又は指定重度障害者等包括支援事業所が上限額管理を行う。当該区分において当該上限額管理対象者にサービスを提供する事業所が複数存在する場合は、以下の優先順位で上限額管理者となるものとするが、最も高い順位に複数の事業所が存在する場合は、原則として当該支給決定障害者等との契約時間数が多い事業所とする。
ア 対象者に同一事業所番号で複数の訪問系サービスを提供する指定事業所
イ 指定重度訪問介護事業所 ウ 指定居宅介護事業所 エ 指定同行援護事業所
オ 指定行動援護事業所
- ⑤ 短期入所サービス利用者①から④に該当する者を除く
複数の短期入所事業所を利用している場合においては、当該月において当該上限額管理対象者に原則として最後に指定短期入所サービスを提供した事業所が上限額管理を行う。

※①②は、支給決定障害者の依頼に基づくことなく、上限管理者となる。

○利用者負担上限額管理加算②

◆利用者負担上限管理者は以下の順序により決定。(つづき)

⑥ 共同生活援助サービスの体験利用者

複数の共同生活援助事業所を体験利用している場合にあつては、当該月において当該上限額管理対象者に原則として最後に指定共同生活援助サービスを提供した事業所が上限額管理を行う。

- ※ 基準該当事業所は、運用により上限額管理を行った場合でも、加算を算定することはできない。
- ※ 月途中における施設や共同生活援助を行う共同生活住居への入退所(居)など、月途中で上限額管理者となる者が変わる場合は、原則として、月末時点において上限額管理者となる者が上限額管理を行うものとする。ただし、月後半に施設を退所した場合など、異動の時点や態様によっては、異動前の上限額管理者が当該月の上限額管理を行った方が事務処理上円滑な場合も想定されるため、そのような場合は、異動前の上限額管理者が上限額管理を行うこととして差し支えない(この場合の依頼変更届は翌月からの変更として届出を行う。)
- ※ 重度障害者等包括支援の利用者については、基本的には同一月においてサービス提供を受けるのは一の事業所に限られるため、上限額管理を要するのは、月の中途にサービスの利用を開始又は終了した場合で、当該月において他の障害福祉サービス(事業所番号が異なる事業所から提供されるものに限る。)を利用したとき、又は月の中途に契約事業者を変えたときに限られる。
- ※ 療養介護の利用者についても、基本的には一の事業所からサービス提供を受けるため、上限額管理を要するのは、月の中途にサービスの利用を開始又は終了した場合で、当該月において他の障害福祉サービス(事業所番号が異なる事業所から提供されるものに限る。)を利用したとき、月の中途に利用施設を変えたとき、又は一時帰宅中に居宅介護等を利用した場合に限られる。
- ※ 指定一般相談支援事業所は、上限額管理を行わない(地域相談支援のみの利用者については、利用者負担がないことから、上限額管理業務は発生しない。)

◆加算算定の可否

- ① 上限額管理事業所のみを利用し、他の事業所の利用がない月：
上限額に達しているか否かにかかわらず、算定不可。
- ② 上限額管理事業所及び他事業所を利用した月：上限額に達しているか否かにかかわらず、算定可。
- ③ 上限額管理事業所の利用がなく、他の事業所のみを利用した月：
上限額に達しているか否かにかかわらず、算定可。

○各種加算（居宅介護）

- 特定事業所加算 良質な人材確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて加算。
- (Ⅰ) 下記①～③のすべてに適合 …… 所定単位数の20%を加算
 - (Ⅱ) 下記①及び②に適合 …… 所定単位数の10%を加算
 - (Ⅲ) 下記①及び③に適合 …… 所定単位数の10%を加算
 - (Ⅳ) 下記①及び④に適合 …… 所定単位数の5%を加算
- ※①：サービス提供体制の整備（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等）
②：良質な人材の確保（介護福祉士の割合が30%以上等）
③：重度障害者への対応（区分5以上の利用者が30%以上及び喀痰吸引等を必要とする者が30%以上）
④：中重度障害者への対応（区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者が50%以上）
- 特別地域加算 所定単位数の15%を加算
中山間地域等に居住している者に対してサービスの提供が行われた場合に加算。
- 緊急時対応加算 100単位／回（月2回まで）
居宅介護計画に位置付けられていない居宅介護を、利用者等の要請を受けてから24時間以内に行った場合に加算。
- 初回加算 200単位／月
新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者がサービスを提供した場合や同行した場合、初回について加算。
- 福祉専門職員等連携加算
精神障害者等の特性に精通する専門職と連携し、利用者の心身の状況等を共同で評価した場合（初回サービスから90日間、3回を限度）

○各種加算（居宅介護）

○喀痰吸引等支援体制加算 100単位／日

特定事業所加算（Ⅰ）を算定していない事業所において、介護職員等がたんの吸引等を実施した場合に加算

○福祉・介護職員処遇改善加算

	加算	要件
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位の22.1%を加算	加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、「キャリアパス要件」の全て及び「職場環境等要件」を満たす場合
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位の12.3%を加算	加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、「キャリアパス要件」のいずれか及び「職場環境等要件」を満たす場合
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	「福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」の90/100を加算	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の算定要件のうち「キャリアパス要件」または「職場環境等要件」のいずれかを満たす場合
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	「福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」の80/100を加算	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の算定要件のうち「キャリアパス要件」及び「職場環境等要件」のいずれも満たさない場合

○福祉・介護職員処遇改善特別加算

福祉・介護職員を中心として従業者の処遇改善が図られていること（「キャリアパス要件」及び「定量的要件」は問わない） 所定単位の4.1%を加算

特別地域加算

- 別に厚生労働大臣が定める地域※に居住している利用者に対して、指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が指定居宅介護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※ 厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第176号)

次の各号のいずれかに該当する地域とする。

- 一 離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法に規定する奄美群島
- 三 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯
- 四 辺地に係る公共的施設との総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項に規定する辺地
- 五 山村振興法第7条第1項の規定により指定された振興山村
- 六 小笠原諸島振興開発特別措置法に規定する小笠原諸島
- 七 半島振興法の規定により指定された半島振興対策実施地域
- 八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項に規定する特定農山村地域
- 九 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域
- 十 沖縄振興特別措置法に規定する離島

介護保険制度においては、厚生労働大臣が定める地域に所在する事業者がサービス提供を行った場合に算定されるものであり、他地域に所在する事業者が、厚生労働大臣が定める地域においてサービス提供を行った場合には算定することができないので、注意が必要です。(他にも障害者総合支援法との若干の相違があるので注意が必要。)

特定事業所加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)・(Ⅳ)

基準

	I	II	III	IV
	<p>当該指定居宅介護事業所等のすべての居宅介護従業者(登録型の居宅介護従業者(あらかじめ指定居宅介護事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定居宅介護を行う居宅介護従業者をいう。)を含む。以下同じ。)に対し、居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。</p>			
(1)	○	○	○	
	<p>次に掲げる基準に従い、指定居宅介護が行われていること。 (一)利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定居宅介護事業所における居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。 (二)指定居宅介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する居宅介護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する居宅介護従業者から適宜報告を受けらること。</p>			
(2)	○	○	○	○
(3)	当該指定居宅介護事業所のすべての居宅介護従業者に対し、健康診断等を定期的実施すること。			
(4)	指定障害福祉サービス基準第31条第6号に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。			
(5)	当該指定居宅介護事業所の新規に採用したすべての居宅介護従業者に対し、熟練した居宅介護従業者の同行による研修を実施していること。			
(6)	○			
	<p>当該指定居宅介護事業所の居宅介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上若しくは指定居宅介護従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前3月間における指定居宅介護のサービス提供時間のうち常勤の居宅介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上であること。</p>			
(7)	○	△		
	<p>当該指定居宅介護事業所のすべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者であること。</p>			
(8)	○			
	<p>指定障害福祉サービス基準第5条第2項の規定により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあつては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。</p>			
(9)	○		○	
	<p>前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定居宅介護の利用者の総数のうち障害支援区分5以上である者及び喀痰吸引を必要とする者の占める割合が100分の30以上であること。</p>			
(10)				○
	<p>全てのサービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。</p>			
(11)				○
	<p>指定障害福祉サービス基準第5条第2項の規定により2人以下のサービス提供責任者を1名以上配置している事業所にあつては、常勤のサービス提供責任者を1名以上配置していること。</p>			
(12)				○
	<p>前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち、障害支援区分4以上である者及び喀痰吸引を必要とする者の占める割合が100分の50以上であること。</p>			

○重度訪問介護

ア サービスの内容(法第5条第3項)

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居室において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。

イ 対象者

障害支援区分が区分4以上であって、下記のいずれにも該当する者

- ① 二肢以上に麻痺等があること
- ② 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること

※ ただし、平成18年9月末日現在において日常生活支援の支給決定を受けていた者についての経過措置が設けられている。

なお、重度訪問介護サービス費の加算対象者については、それぞれ下記の要件を満たす者とする。

- ① 100分の8.5 区分6に該当する者
- ② 100分の15 重度障害者等包括支援

○重度訪問介護サービス費の算定について①

- ◆ 重度訪問介護にかかる報酬は、事業者が作成した重度訪問介護計画に基づいて行われるべき指定重度訪問介護等に要する時間により算定されること。
- ◆ 重度訪問介護計画の作成については、支給量が30分単位で決定されること、報酬が1日分の所要時間を通算して算定されることを踏まえ、決定時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望等を十分に踏まえることが重要である。

◆ 重度訪問介護と居宅介護の併給関係

重度訪問介護とは、日常生活全般に常時の支援を要する重度の肢体不自由者に対して、身体介護、家事援助、見守り等の支援及び外出時における移動中の介護が比較的長時間にわたり、断続的に提供されるような支援をいう。

身体介護や家事援助等の援助が断続的に行われることを総合的に評価して設定されていることから、同一の事業者がこれに加えて身体介護及び家事援助等の居宅介護サービス費を算定することはできないものである。

ただし、当該者にサービスを提供している事業所が利用者の希望する時間帯にサービスを提供することが困難である場合であって、他の事業者が身体介護等を提供する場合にあっては、この限りでない。

- ◆ 受給者証には、移動介護の支給量は重度訪問介護の内数で記載
- ◆ 重度訪問介護は、3時間を超える支給決定を基本とすることとされているが利用者のキャンセル等により、1事業者における1日の利用が3時間未満である場合についての報酬請求は3時間未満でも可能である。

「所要時間1時間未満の場合」で算定する場合の所要時間は概ね40分以上とする。

○重度訪問介護サービス費の算定について②

- ◆ 同一箇所に長時間滞在しサービスを行うという業務形態を踏まえ、重度訪問介護従業者の1日当たりの費用(人件費及び事業所に係る経費)を勘案し8時間を区切りに単価設定している。8時間を超えるサービスを行う場合は、事業所の管理コストが逓減することを踏まえ、8時間までの報酬単価の95%相当額を算定する。
- ◆ 同一の事業者が、1日に複数回の重度訪問介護を行う場合は、1日分の所要時間を通算して算定する。1日は、0時から24時までを指し、翌日の0時以降のサービス提供分については、所要時間1時間から改めて通算して算定する。

1日の範囲内に複数回の事業者が重度訪問介護を行う場合には、それぞれの事業者ごとに1日分の所要時間を通算して算定する。

例：1日に、所要時間7時間30分、7時間30分の2回行う場合

⇒ 通算時間：7時間30分＋7時間30分＝15時間

算定単位：「所要時間12時間以上16時間未満の場合」

- ◆ 1回のサービスが午前0時をまたいで2日にわたり提供される場合、午前0時が属する30分の範囲内における午前0時を超える端数については、1日目の分に含めて算定する。

例：22時45分から6時45分までの8時間の連続するサービス

⇒ 22時45分から0時15分までの時間帯(1日目分)の算定：1時間30分として算定

0時15分から6時45分までの時間帯(2日目分)の算定：6時間30分として算定

- ◆ 通勤・通学などの「経済活動に係る外出」「通年かつ長期にわたる外出」「社会通念上適当でない外出」は認められない。「通年かつ長期にわたる」に該当するか否かは市町村判断。

○早朝、夜間、深夜等の重度訪問介護の取扱い

- ◆ 早朝、夜間、深夜の重度訪問介護の取扱いについては、原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定されるものであること。
- ◆ 基準額の最小単位(最初の1時間とする。)までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること(サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が30分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること。)
- ◆ 基準額の最小単位以降の30分単位の中で時間帯をまたがる場合には、当該30分の開始時刻が属する時間帯により算定すること(当該30分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、当該30分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること。)

○2人の従業者による介護

- ◆ 居宅介護と同様。

○移動介護加算の取扱い

- ◆ 移動中の介護を行った場合に、移動介護の実施時間数に応じて加算。移動介護を行う場合には、外出の準備、移動中及び移動先における追加的業務が加わることを踏まえ、一定の加算を行うこととしているが、これらの業務は、外出に係る移動時間が長時間になった場合でも大きく変わらないうとから、4時間以上実施される場合は一律の評価とするため、1日に、移動介護が4時間以上実施される場合、「所要時間3時間以上の場合」の単位を適用する。
- ◆ 同一の事業者が、1日に複数回の移動介護を行う場合は、1日分の所要時間を通算して算定する。
- ◆ 1日に複数の事業者が移動介護を行う場合は、それぞれの事業者ごとに1日分の所要時間を通算して算定する。

○特に重度の障害者に対する加算の取扱い

- ◆ 重度訪問介護従業者養成研修を修了した者が、加算対象となる重度障害者(著しく重度の者・区分6)に対して重度訪問介護を行う場合は、当該加算対象者に対する緊急時の対応等についての付加的な研修である重度訪問介護従業者養成研修追加課程又は重度訪問介護従業者養成研修統合課程を修了している場合についてのみ所定単位数(15%加算・8.5%加算)が算定できるものとする。

○特別地域加算、緊急時対応加算、利用者負担上限額管理加算、初回加算、喀痰吸引等支援体制加算、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算

- ◆ 居宅介護と同様。

○特定事業所加算

- ◆ 居宅介護とほぼ同様。
加算(Ⅳ)はない。

○行動障害支援連携加算

- ◆ サービス提供責任者が支援計画シート等の作成者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合。
初回サービスが行われた日から起算して30日の間で1回を限度に算定。

○同行援護

ア サービスの内容(法第5条第4項)

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を行う。

イ 対象者

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等であって、同行援護アセメント調査票において、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者。

なお、身体介護を伴わない場合は障害支援区分の認定を必要としないが、身体介護を伴う場合は算定するには、下記のいずれにも該当する者。

- (1) 区分2以上に該当していること
- (2) 障害支援区分の認定調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上

「歩行」：「全面的な支援が必要」

「移乗」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

「移動」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

「排尿」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

「排便」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

○同行援護の所要時間について

- ◆ 1日に同行援護を複数回算定する場合には、概ね2時間以上の間隔を空けなければならぬとする。居宅介護等の別のサービス類型を使う場合は、間隔が2時間未満の場合もあり得るが、短時間のサービスを組み合わせることにより高い単価を複数回算定することは適当ではないことから、同行援護の利用の間隔が2時間未満の場合は、前後の同行援護を1回として算定する。なお、身体状況等により、やむを得ず短時間の間隔で短時間のサービス提供を行わなければならない場合や、別の事業者の提供する同行援護との間隔が2時間未満である場合はこの限りではない。

○2人のヘルパーによる介助

- ◆ 居宅介護の取扱いを準用する。

例：「体重が重い利用者に排泄介助等を提供する場合」

「エレベーターのない建物の2階以上の居室等から歩行困難な利用者を移動や外出させる場合」等

注)単に安全確保のために2人ヘルパーでサービスを行った場合は、利用者側の希望により同意を得て行った場合を除き、適用しない。

ヘルパーの1人が減算対象ヘルパーである場合の取扱い

2人分をそれぞれ、

減算対象ヘルパー …… 減算対象ヘルパーが派遣される場合の単位

それ以外のヘルパー …… それ以外の所定単位

と、別に算定すること。

○特定事業所加算、特別地域加算、緊急時対応加算、初回加算、利用者負担上限額管理加算、喀痰吸引等支援体制加算、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算

◆ 居宅介護の取扱いを準用する。

○その他

◆ 同行援護についても、「経済活動に係る外出」や「通年かつ長期にわたる外出」は認められない。

○行動援護

ア サービスの内容(法第5条第5項)

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要する者につき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

イ 対象者

障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上(障害児にあつてはこれに相当する支援の度合)である者。

児童の場合、行動援護の申請があつた場合、12項目の調査等を行い、障害者の場合と同様、10点以上が対象となる。(てんかん発作について医師意見書は不要)

○行動援護サービス費の算定について

- ◆ 行動援護で提供されるサービスは、その性格上、一般的に半日の範囲内にとどまると想定されるが、8時間以上実施されるような場合は、「7時間30分以上の場合」の単位を適用する。
- ◆ 行動援護は、主として日中に行われる外出中心のサービスのサービスであることから、早朝・夜間・深夜の加算は算定されない。

○2人のヘルパーによる介助

- ◆ 居宅介護の取扱いを準用する。

ヘルパーの1人が減算対象ヘルパーである場合の取扱い

2人分をそれぞれ、

減算対象ヘルパー …… 減算対象ヘルパーが派遣される場合の単位

それ以外のヘルパー …… それ以外の所定単位

と、別に算定すること。

○特定事業所加算、特別地域加算、緊急時対応加算、
初回加算、利用者負担上限額管理加算、
喀痰吸引等支援体制加算、福祉・介護職員処遇
改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算

- ◆ 居宅介護の取扱いを準用する。

○行動障害支援指導連携加算

支援計画シート等の作成者が重度訪問介護事業所のサービス提供責任者と連携し、利用者の心身の状況等を共同で評価した場合に、指定重度訪問介護等に移行する日の属する月につき、1回を限度に算定。

○支援計画シート等が未作成の場合の減算

「支援計画シート」等が作成されていない場合、所定単位数の5%を減算。
ただし、平成30年3月31日まで経過措置を設ける。

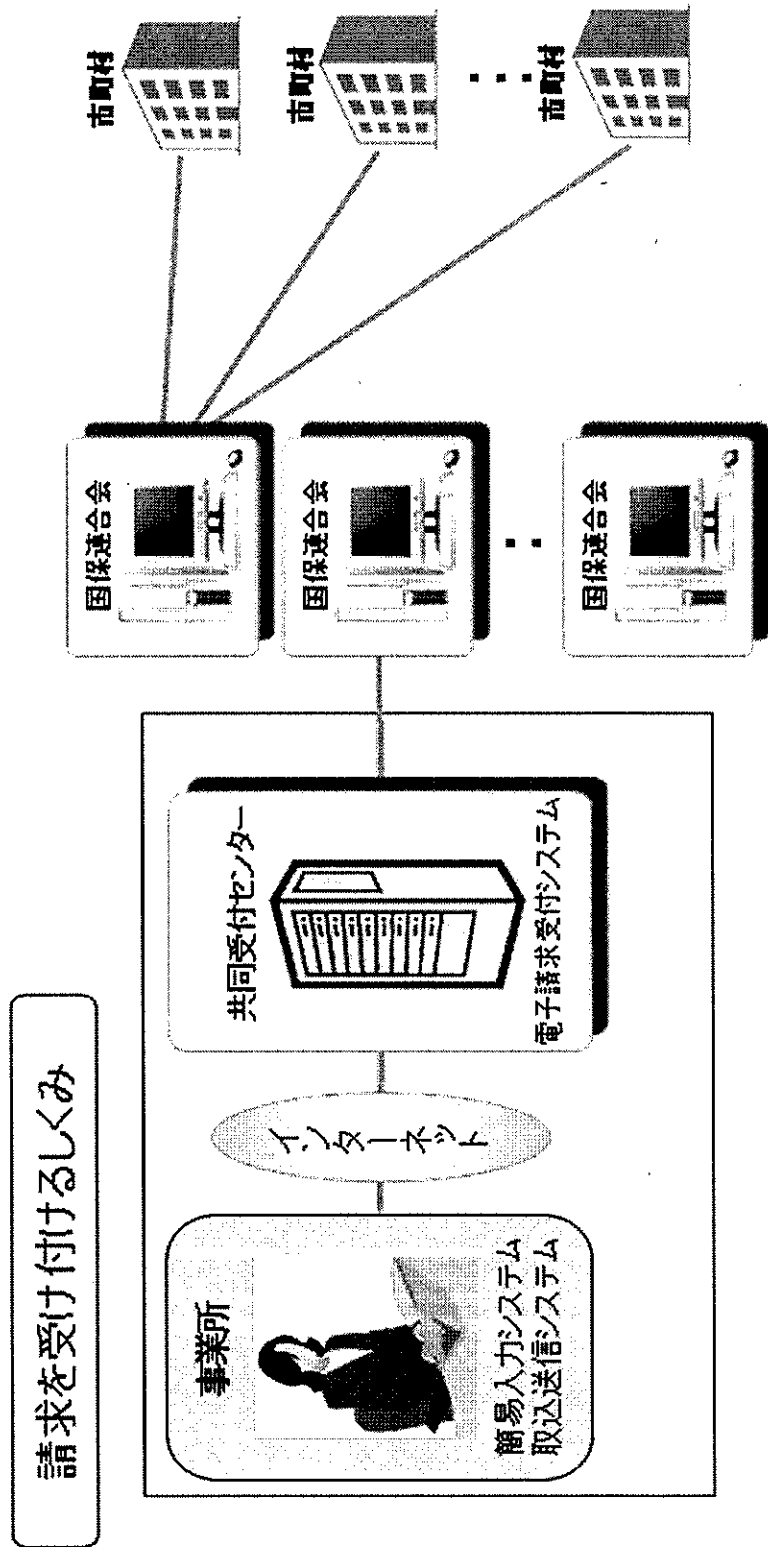
○その他

- ◆ 行動援護は、1日1回しか算定できない。
- ◆ 行動援護についても、「経済活動に係る外出」や「通年かつ長期にわたる外出」、「社会通念上適当でない外出」は認められない。

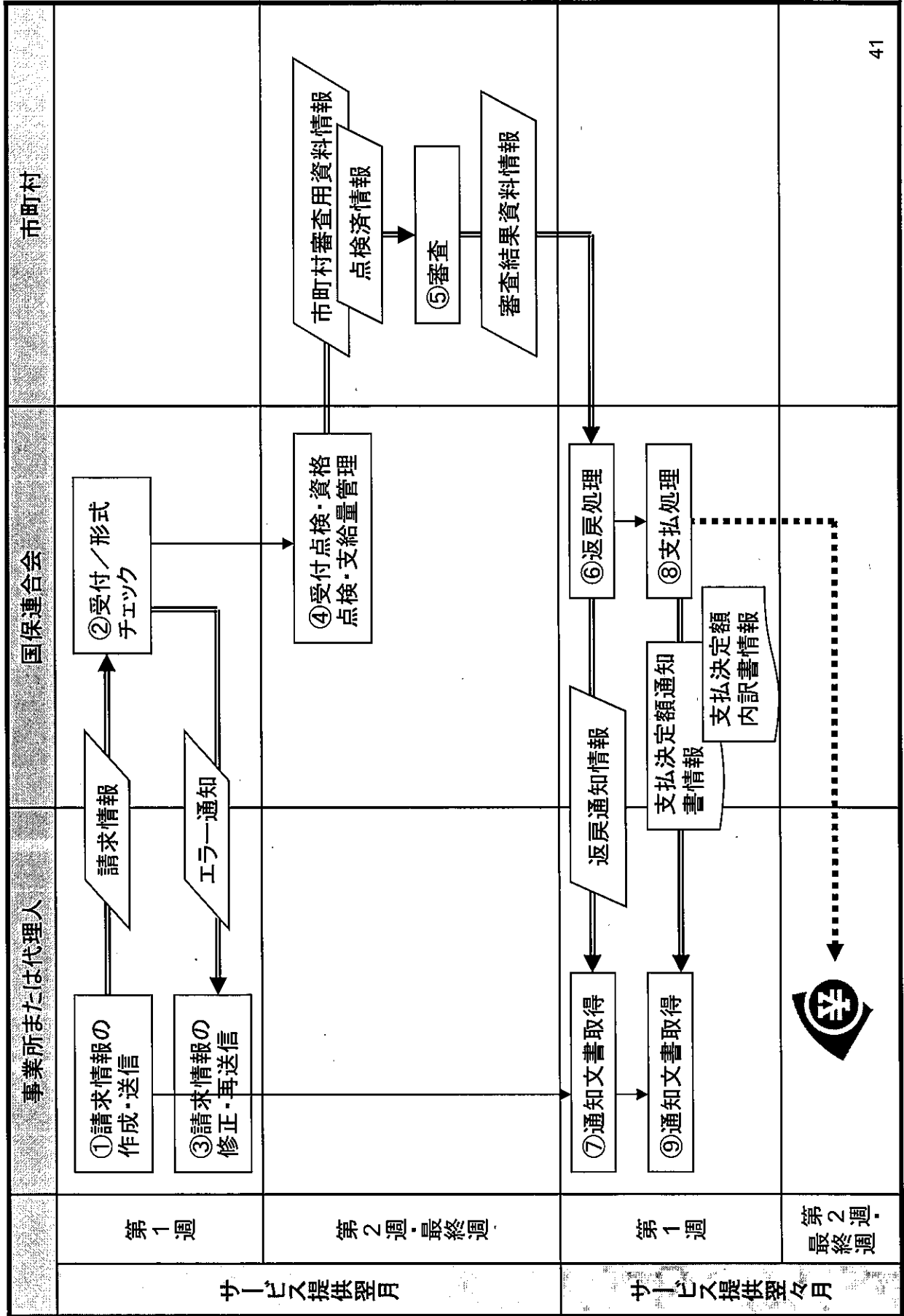
電子請求システム

○電子請求システム（支払等システム）について

- ◎インターネット利用による請求
- 請求情報の作成および送信は、簡易入力システムを使用する。
※請求情報の作成は市販の事業所業務管理ソフトウェア(他システム)を使用することもできる。この場合は、他システムで作成した請求情報を取り込み、送信を行う取込送信システムを使用する。
- 事業所がインターネットで送信した請求情報は、電子請求受付システムを經由して国保連合会に送信される。
- 国保連合会では請求情報を処理し、市町村による審査の後、作成された支払額決定通知書等の通知情報(データ/PDF)をインターネットで事業所宛に送信する。



○介護給付費等の請求の流れ



○請求の流れ①

① 請求情報の作成・送信

事業所等は、支給決定者に対してサービスを行った場合、簡易入力システムに請求情報（「表1 提出する請求情報」参照）を入力し、サービス提供翌月の10日までにインターネットにより国保連合会（電子請求受付システム）に送信する。

（表1 提出する請求情報）

請求情報	障害福祉サービス		
	該事業所	指定サービス事業所	指定相談支援事業所等
介護給付費・訓練等給付費等請求書情報		○	
介護給付費・訓練等給付費明細書情報		○	
特例介護給付費・特例訓練等給付費請求書情報			○ ※1
特例介護給付費・特例訓練等給付費明細書情報			○ ※1
計画相談支援給付費等請求書情報			○
利用者負担上限額管理結果情報		○	○ ※1
サービス提供実績記録票情報		○	○ ※1

※1：市町村が国保連合会に委託している場合

○請求の流れ②

② 受付／形式チェック

国保連は提出された請求情報について、電子請求受付システムで形式チェックを行い、内容にエラーがあれば到達確認画面にエラー表示される。

③ 請求情報の修正・再送信

事業所等は形式チェックでエラーとなった情報の確認、誤りを修正した後、国保連(電子請求受付システム)に再送信する。

④ 受付点検・資格点検・支給量点検

国保連は受付点検等を行い、市町村審査用資料及び点検済情報を作成し市町村へ送付。

⑤ 審査

市町村は審査を行い、審査結果を国保連へ送信。

⑥ 返戻処理

市町村の審査結果資料情報により、返戻が発生した場合、事業所等へ返戻通知情報を送信する。(審査月の月末頃に電子請求受付システムの照会一覧画面より確認可能)

⑦ 通知文書取得

事業所等は国保連(電子請求受付システム)から返戻通知情報を受信(ダウンロード)する。

⑧ 支払処理

市町村の審査結果資料情報に基づき事業所等へ支払決定額通知書情報等を送信。支払決定通知書に基づき、15日に指定口座へ振り込み。(土日祝日の場合は翌営業日)

⑨ 通知文書取得

事業所等は国保連(電子請求受付システム)から支払決定額通知書情報等を受信(ダウンロード)する。

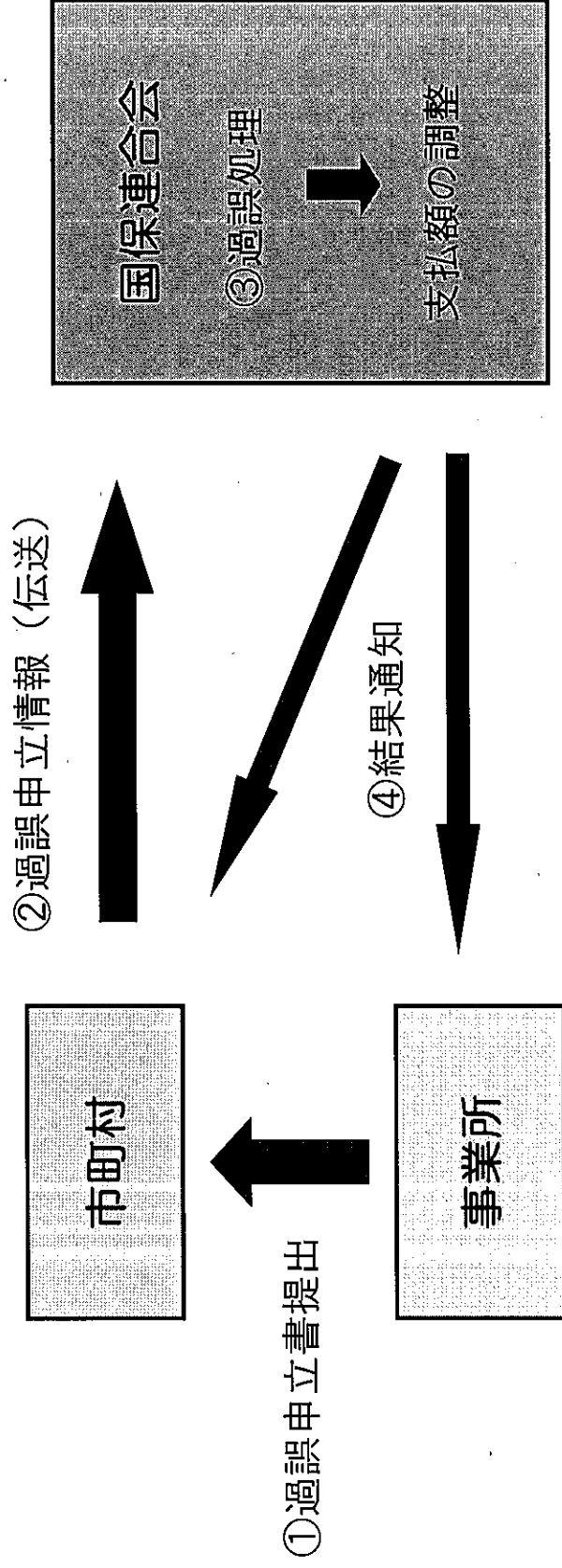
○過誤処理について

■ 請求内容の誤りによる返戻であった場合、当該明細書の修正を行い、国保連合会に再請求を行う。(請求明細書の誤りで返戻となり、再請求を行う場合、請求明細書に対応するサービス提供実績記録票も合わせて再提出する必要がある。)

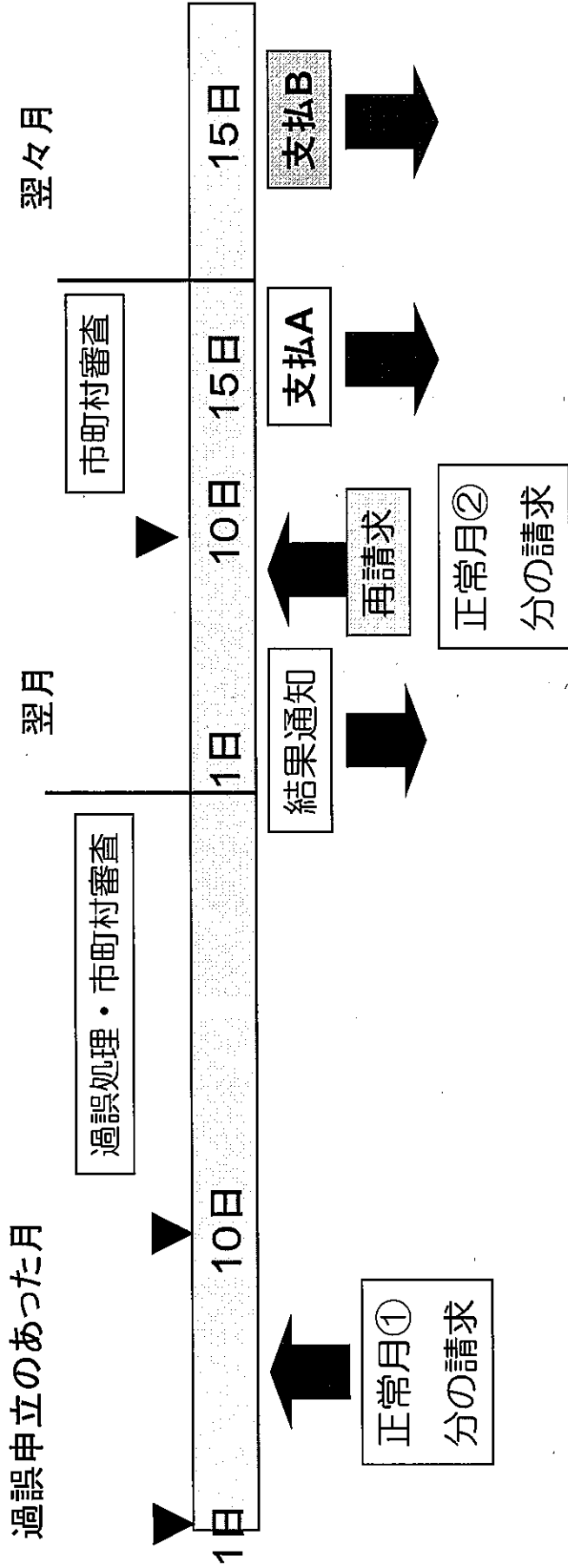
また、市町村から国保連合会に送る台帳の誤りによる返戻の場合、市町村に対し台帳の修正を依頼し、その後、国保連合会に再請求を行う。

■ 過誤申し立ての依頼について

事業所等は、請求明細書等の記載誤り等によって、実際のサービス提供実績とは異なる金額の支払いが行われた場合、介護給付費・訓練等給付費の取下げを行う(支払決定済みの請求のみ取り下げ可能)。取り下げを行う場合、市町村にその旨を連絡し、国保連合会に過誤申し立てを行うよう依頼する。



○通常過誤の請求・支払のスケジュール



※支払A……正常月①分の支払から過誤処理分を差引いた金額が支払われる。

※支払B……正常月②分と再請求分を足した金額が支払われる。

このほかに、請求額より過誤額が多い等、市町村の判断により同月過誤（正常月分と再請求分の合計金額から過誤処理分を差引いた金額を支払う。）を行うことができます。

【支払等システムに関する問い合わせ先】

岡山県国民健康保険団体連合会 介護保険課 障害者総合支援班

TEL：086-223-9110

<受付時間>

平日 8:30~17:15 (12:00~13:00は除く)

※請求時の「エラー」及び「警告」発生減少のため、適正な算定及び請求手続をお願いします。

○関係通知等

必ず読んで
おくべき通知

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

適正な報酬算定及び請求に努めていただくようお願いいたします。

実地指導での指導項目整理票【訪問系事業所】

番号	対象サービス	指導項目 (標題)	改善を要する事項に係る事例等 (誤った取扱い事例等)	事業者として対応が求められる内容 (適正な取扱い等)	根拠条文等
1	居宅介護・同行援護	サービス費の算定	居宅介護計画で定めたサービス時間と実績時間が合致していない日が見受けられた。	指定居宅介護等を行った場合には、実際に要した時間ではなく、当該居宅介護計画に基づいて行われるべき時間に基づき算定されるため、当初の居宅介護計画で定められたサービス提供内容や提供時間が実際のサービス提供内容と合致しない場合には、速やかに居宅介護計画の見直し及び変更を行うこと。	報酬告示別表第1及び別表第3、報酬留意事項通知第二の2(1)①及び(3)⑬((1)①準用)
2	居宅介護	通院等介助	通院等介助の算定に当たり、介助不要時間の特定ができておらず、全部の時間で請求されていた。	通院等介助の算定にあたっては、行程記録を作成し、介助不要時間を控除した時間で請求を行うこと。	平成20年4月25日障障発0425001号通知、報酬告示別表第1の1注6、留意事項通知第二の2(1)⑦
3	全サービス (外出の介護)	報酬の算定 (ヘルパーが運転する車を利用したサービスの提供)	道路運送法上の許可等を得ていないにもかかわらず、ヘルパーが運転する車を利用してサービス提供を行っていた。	居宅介護等事業者が、障害者等を輸送する場合には、道路運送法上の許可等を得たうえで行うこと。 これらの許可を得ていない場合には、サービスの前後の運転中の時間を除外したとしても報酬等を算定することはできない。	介護輸送に係る法的取扱いについて(H18.9国土交通省・厚生労働省連名通知)
4	全サービス	初回加算	サービス提供責任者が同行した記録が残っておらず、サービス提供責任者の同行が確認できなかった。	初回加算については、初回又は初回のサービスを行った日が属する月に、サービス提供責任者がサービス提供を行うか同行することが要件であり、サービス提供責任者が同行した場合には、その旨をサービス提供記録に残すこと。	報酬告示別表第1 2、第2 3、第3 2、第4 2

居宅介護における利用者と共同して行う調理の取扱いについて

問)

居宅介護事業所による利用者の食事の調理は「家事援助」として取り扱われるが、障害者の自立支援を目的として利用者と共同して行う調理はどうか。

介護保険サービスでは、平成12年3月17日付け老計第10号老人福祉計画課長通知により、利用者と一緒に手助けしながら行う調理（自立支援のための見守りの援助を伴うもの）の場合は「身体介護」として取り扱うことが明記されている。

答)

障害福祉サービス（居宅介護）では、特に明記されたものはない（厚生労働省確認済み）が、利用者と共同して行う調理については、「利用者と一緒に手助けしながら行う調理（自立支援のための見守りの援助を伴うもの）」等明確な支援内容が記載された指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画案の作成を経て、支給決定を行う市町村の判断により「身体介護」として取り扱うことが可能である。

なお、居宅介護事業所の個別支援計画や実施記録にも「身体介護」として取り扱うことができるよう具体的な支援内容が記載されている必要がある。

(岡山県障害福祉課)